よこしん総合口座取引規定 変更履歴

【改定日 令和5年10月2日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
2. 取扱店の範囲	2. (取扱店の範囲)	2. (取扱店の範囲)	総合口座定期預金の作
	(1) 省略	(1) 省略	成は当金庫本支店どこ
	(2) 定期預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預	(2) 定期預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預	
	金の預入れの場合を除きます。)とし、定期預金の預入れ、解約	金の預入れの場合を除きます。)とし、定期預金の預入れ、解約	ました。
	または書替継続は当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取	または書替継続は <u>当店で</u> 取扱います。	
	扱います。		
5. 受入証券類の決済	5. (受入証券類の決済、不渡り)	5. (受入証券類の決済、不渡り)	証券類の払戻予定日の
不渡	(1) 普通預金に受入れた証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限	(1) 普通預金に受入れた証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限	記載を通帳お支払い金
	の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の	の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の	額欄から通帳摘要欄に
	金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予	金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予	変更しました。
	定の日は、 <mark>通帳の摘要欄</mark> に記載します。	定の日は、 <u>通帳のお支払い金額欄に</u> 記載します。	
12. 届出事項の変更、	12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)	12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)	一部書面に限定しない
通帳の再発行等	(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の	(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の	届出の取扱い開始によ
	届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によっ	届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出	り変更しました。
	て当店に届出てください。	てください。	
17. 取引の制限等	17. (取引の制限等)	17. (取引の制限等)	預金がマネロン、テロ
	(1) ~ (3) 省略	(1) ~ (3) 省略	資金供与等に抵触す
	(4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の対応、	(4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の <u>回答</u> 、	る取引または法令や
	具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考	具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考	公序良俗に反する行
	慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済	慮して、 <u>当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、また</u>	為に利用される恐れ
	制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する	<u>は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合</u>	があると当金庫が判
	行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、当金庫は入	には、次の取引について制限を行うことができるものとします。	断した場合、入金・出
	金、払戻し、振込み等の本規定にもとづく取引の全部または一部	A. 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引	金・振込等の取引制限
	を制限することがあります。	B. 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般	をかけることをより
		C. 当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済	明確にいたしました。
		制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引	
18. 解約等	18. (解約等)	18. (解約等)	預金がマネロン、テロ
	(1) ~ (2) 省略	(1) ~ (2) 省略	資金供与等に抵触する
	(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引	(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引	取引に利用され、また
	を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解	を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解	はその恐れがあると当
	約することができるものとします。	約することができるものとします。	金庫が認めた場合、マ
	なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず	なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、	ネロン等防止の観点か
	当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信し	当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信し	ら預金口座の解約が可
	たときに解約されたものとします。	たときに解約されたものとします。	能であることをより明
			確にいたしました。

①~②省略	①~②省略	l
③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済	③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済	
制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそ	制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、 <u>またはそのおそ</u>	
れがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の	れがあると合理的に認められる場合	
観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合		